

# 「冤罪と誤判」 前坂俊之著 田畑書店 (1982年5月刊)

(このドキュメントは 1982年5月に「田畑書店」から出版したものです。

裁判員制度が2009年5月から始まりますが、約30年前の「日本の刑事裁判の現状はどうであったのか」、「なぜ、死刑冤罪事件が多発していたのか」を当時、新聞記者として、警察、検察、裁判所を回りながら、具体的な冤罪のケースにふれながら、その問題点を考えたものです。

内容的には確かに古くなってはいますが、現在も冤罪を再生産していく構造は余り変わっていません。その点で、旧版のままで、裁判員になった皆さんの参考になればと公開いたしました。差別用語、その他で不穏当な部分もありますが、原文のままで掲載しています。)

## 1 1. 司法研修所

東京都文京区湯島にある最高裁判所司法研修所。建物は奥まったところにある。入口の幅広い通路は鉄の頑丈な扉でぴったり閉じられている。ここで裁判官、検察官、弁護士のタマゴである司法修習生の教育が行われる。

国家試験のなかでもっともむずかしいといわれている司法試験。競争率百倍以上の難関をくぐって、この司法研修所に入ってくる司法修習生は、毎年四五〇人前後で、二年間みっちり司法に関する専門教育を受けるわけだが、どのような教育が行なわれているのか、冤罪の問題を考える上で、ぜひともふれておかなければならない一項である。

高い識見と人格に裏打ちされた法の知識と実務能力の養成こそが、司法研修所における望ましい法曹教育の内容である。司法研修所が、憲法を身につけ、基本的人権を尊重する、国民のための法曹教育を行ってくれれば問題は無い。冤罪の発生も防止も、法曹人の人権意識にかかってくる。法曹人、とりわけ裁判官が、正確な事実認定を行い、疑わしきは罰せずの公正な態度と人権感覚を十分身につけていれば、警察の捜査段階や検察の取調べ過程でたとえ冤罪が起きて、裁判で防止することができる。そのためには、司法研修所での教育が重大になってくる。ここで、徹底した人権意識を植えつけなければ、冤罪はいつまでたっても防げないのである。

一九七六年（昭 51）四月十五日。第三十期の司法修習生が司法研修所に入った初日、全員に一冊の小冊子が配布された。『司法修習生心得』である。川奇義徳事務局長名によって発行されていた。内容は、第一章・司法修習生の身分、第二章・規律の保持、第三章・修習の心構え、第四章・エチケット、などとなっている。一見、大学では入学ガイダンス、会社ならば社員手帳に類するわずか二四ページのものだが、中身を開いてみると、これが驚くような内容なのである。

司法研修所に入る司法修習生の平均年齢は二七歳。社会人として立派に責任を果たせる年齢であり、最難関の司法試験をパスしたエリート集団を相手にした心得として、首をかしげたくなるような代物である。

例えばエチケット。これなどは、じつにこまごまとしたことを必要以上に強調していて、管理、統制の強化ばかりが浮かび上がってくる。

- ①修習生は必ずバッジを着用すること。ノーネクタイ、サンダルばきなど論外。

- ②講演の際には居眠りは無礼の最たるもの。講演が終わったら拍手するのが礼にかなう。
- ③講義の際には、始めと終わりに起立して教官を迎える。
- ④教官の自宅又は事務所を訪問する際は手土産を持参し、適当な時刻に辞去するのは当然の配慮で、事後に感謝の意をあらわすあいさつを忘れないこと。
- ⑤定められた修習開始、終了の時刻を厳守すること。なお、指導担当の裁判官等より早めに出勤し、退庁時にはあいさつをして帰るのが、司法修習生としてのエチケットであることを忘れないでほしい。

いわずもがなのことばかりで、まるで将来の裁判官、弁護士を右も左もわからない小学生のように取扱っており、いさかマンガチックだが、苦笑ばかりはしておれない。④の教官宅を訪問する際は手土産を持参せよと書いているのはどういうものだろうか。

規律保持のなかの「欠席」「旅行」などの項では、「欠席」は、日曜、祝日及び年末年始の休暇以外には司法修習生には休みがなく、休むと欠席に該当するという。この間に欠席する考試を受ける資格を欠く。病気、災害、選挙権の行使、忌引、分娩などのやむをえない例外的な欠席以外に一日でも休むと、二回、試験の受験資格が失われる。自宅での自由研究日に一、二時間、葬儀に参列したというような場合でも、許可を受けてなければ、無断欠席になる。

これが「旅行」となるともっときびしくなる。司法修習生は、旅行しようとするときは監督権者の許可を受けなければならない。ここでの旅行とは修習地を離れることをいい、帰省も行楽も研究会等への出席も、すべて旅行として許可をとらなければならない。一泊の研修会の場合もむろん、日曜や祝日に友人と一緒に連れ出したり、日帰りの帰省をするにも許可書がいるという窮屈さで、統制強化が日立っている。

豊かな常識をそなえ、何者の統制からも独立して自由な判断をしてほしい法曹人の養成が、これではまるで籠の中の鳥である。

このような締めつけにあった三十期の修習生たちは、ほとんどが『心得』に反発し、批判した。

「がんじがらめ。少年院、刑務所みたい。二十四時間拘束されていることになる。管理者的発想にすぎる。修習生の自主性、人間性、人格をみとめていない」（日本弁護士連合会編『法曹養成白書』七九年三月刊）

「自由と自律を身につけるべき法曹に、他律的な形で道徳、倫理をことさら与えたとしても法曹にふさわしい人間性をそれによって作り出すことは困難であ

ろう。現状は面従腹背の修習生を大量に生んでいると思う」

二十九期クラス委員連絡会のアンケートにも次のような批判的な意見が続出した。

「大きな問題とも思えないことを、罷免、落第をチラつかせて貫徹しようとするのは、一種の恐怖政治である。全体として『心得』には、われわれ修習生の全生活、全領域にわたって統制をしようとする意図、研修所の要件事実教育にすべて従属させようとする意図がうかがわれ、きわめて不当である」

「エチケットの〔手土産の〕強要に典型的に見られるように作成者の常識を疑う。きちんとした説明なしに、なしくずし的にその内容を実施してくるやり方は陰険と評するはかない。私生活にまで干渉の手を伸ばしてくるのは全く不快だ」

修習生は一様に反発しながら、しかし、この『心得』をまったく無視するわけにはいかない。自分の行動がこの心得にふれないかどうかを気づかい、教官の顔色をうかがうようになる。青年法律家協会（青法協）弁護士学者合同部会編の『変貌する司法研修所』（一九七六年八月刊）というパンフレットによれば、この心得は修習生の態度や行動に大きな影響を与えていることがわかる。

「欠席が激減した。無理を押し、必死になって出席するようになり、家族の結婚式にも参加しない。子供が急病でも帰省しない。風邪で熱を出しても出席する」

「ネクタイの柄やワイシャツの色を心配し、こんなに派手だと処分されないかと友人に相談したり、急いで家を出たためネクタイを忘れ、処分こわさに途中で洋品店にとび込んで買うなどの例がでてきた」

「多くのクラスで、教官宅を訪問することになった修習生が手土産に何をすればよいのかで深刻に悩んでしまった。また、手土産の酒の種類をどうするかに悩んだある修習生は、思いあまって教官に酒の嗜好をたずねた。その教官は辛口が好きだと答えたという」

この会話が、将来国民を裁く裁判官のタマゴのものと考えると、笑ってすませられない。手土産の選び方、ネクタイの柄やワイシャツの色にまで汲々と気をつかう小心な裁判官のタマゴに、将来国家賠償や無罪判決での勇気を期待できるだろうか。

だが、私たちには憂うべきこうした現象こそ、最高裁の思うツボである。管理、統制の強化は見事に成功し、裁判官のタマゴは上司の顔色をうかがい、官僚化が徹底する。

この『心得』は衆議院法務委員会で問題になったが、最高裁判所長官代理者は次のように答弁している。

「私どもは現在の司法修習生の研修所における教育といったようなものが、おっしゃるように締めつけの厳しいものというふうには考えておりません。麗しい司法の伝統というものを受け継いでいくために、法曹全体が教育しなければいけない問題でございますので、その点には十分留意をしてやってきておるつもりでございます」一九七六年七月十四日)

裁判の独立とは、いうまでもなく、裁判官の何者にも影響されない、独立・自由の精神である。裁判官になる前のタマゴたちが最高裁の徹底した管理のもとに萎縮しているとしたら、裁判の独立は足もとから崩されているといえる。

しかし、いまみてきたようなことは、司法修習生のいう「恐怖政治」の、いわば第一段階に過ぎない。

このような最高裁の前近代的な人権無視の体質を、別の角度からはっきりと見せつけたのは、女性差別発言事件である。

これも『心得』問題が表面化した時期と同じ一九七六年のことである。司法研修所の川寄義徳事務局長や他の刑事・民事裁判の教官が、司法修習生の懇親会や行事のなかで雑談的にしゃべったのだが、酒が手伝ったこともあって、本音をはっきりとのぞかせた。その発言は、識見、人格を問うにはほど遠い、旧態依然たる男尊女卑の感覚で貫かれている。憲法の基本的理念である男女平等を踏みにじって、女性の進出をいちばん恐怖している（聖域）が裁判所であることを示すものであった。（発言の概要は『変貌する司法研修所』から紹介する）

- ①川寄義徳事務局長は昭和五十一年五月二十八日、司法研修所の公式日程である見学旅行の懇親会の席上、五・六人の男子修習生にたいして、「ここだけの話にしてくれ。そうでないと俺のクビがとぶから」と前置きし、「男が生命をかける司法界に女の進出を許してなるものかというのが自分の信念だ」と語った。そしてこの発言にたいし、女性が職業を持つこと自体は当然ではないだろうかという趣旨の反論をした一修習生の発言をとらえ、言葉を荒げて、その修習生の氏名と裁判官志望かどうかを尋ね、「そういう考えを持つ修習生はいじめてやる」と桐喝的な言葉でその修習生をなじった。
- ②A 刑事裁判教官は、この見学旅行の車中で、川寄事務局長も同席していた自席ボックスへ自分の担当クラスの女子修習生（三人）を順次一人ずつ呼んで、それぞれ三十分前後の時間をかけ、ある修習生にたいしては「司法試験に合格して御両親はさぞなげき悲しんだでしょう」といい、「司法研修所を出ても裁判官になろう、弁護士になろうなどと思わず、世間によく評価される奥さんになることが女性の一番の幸せだ。日本民

族の血を受け継ぐということは重要なことだとは思いませんか」などと語り、また、このとき同席していた川寄事務局長も「教官はこのようなことまで教えてくれるからありがたいですね」と発言した。また、別の修習生にたいして同教官は、「勉強好きの女性は好きではない。勉強好きの女性は議論好きで理屈っぽいので嫌いだ」と語った。

③B 刑事裁判教官は五十一年四月二十七日、ソフトボール大会終了後、担当クラスの懇親会の席上で、女子修習生の一人にたいし、「女子修習生は研修所が終わったら、家庭に入って二年間の修習で得た能力をくさらせるのが女として最も幸福だ。二年間が終わったら、結婚して家庭に入ってしまうなさい」と語った。

④C 民事裁判教官は五十一年六月二十六日、自宅を訪ねた担当クラスの修習生にたいし、「女性が裁判官になるのは、生理休暇などで周囲に迷惑をかけることになるので好ましくない。弁護士になるとしても迷惑をかけることでは同じだ」と語った。

これらの発言から、川寄事務局長をはじめ各教官の女性観がいかに遅れているかは明瞭であろう。アメリカでは最高裁に女性判事が誕生しているのに、生理休暇で他に迷惑をかけるなどと本気で信じて法曹教育にあたっているのだろうか。

B 刑事裁判教官はこの差別発言について、最高裁に次のような報告書を出して弁明している。

「修習を終了した後家庭に入り、弁護士登録をしていない女性修習生の例を紹介した上、これは一見して国費の無駄のようであり、まことにもったいない話のようであるが、しかし、それで立派な家庭を築き、優秀な児を世に送り出すとすれば、それは、ひいては世の中全体を良くする原動力となるため、いふならば世直しをするための堆肥としての役割を選んだのであって、国家百年の計からみて大変価値のある活躍ぶりというべきであり、このような目立たないが実に賢明な活躍にも目を向ける必要がある。……いま思うと、右の発言中堆肥という表現が“くさらせる”というふうに曲解されたのではないかと思われませんが……」

この弁明自体、時代感覚がまったくずれている。戦前の旧憲法の体質そのまままでやっているのである。

そして、ここで忘れてはならないことは、これが二、三の保守的な裁判官、法曹教育者たちの考え方だというのではなく、最高裁が女性について一貫して拒否する姿勢をとっていることである。一九七〇年（昭 45）七月の任官説明会で、最高裁の人事局長が次のような説明を行っている。

年長者、身体障害者、女性については任官を歓迎しない。

女性を歓迎しない理由。

(イ) 第一線の所長が歓迎しない。

(ロ) 夫婦とも裁判官の場合、任地の調整が大変だ。

(ハ) 一筋縄でいかぬ職員組合の猛者を押さえる必要や勾留理由開示をやらねばならぬから。

(ニ) 妻が夫の足を引っばる結果となる。

(ホ) 支部長として多数を統率していくのは女性裁判官ではむずかしい。

こうした最高裁の方針を受けて、司法研修所教官の女性差別発言も出てくるのである。

指導教官たちの女性差別発言に、研修所内の各クラスは抗議声明を発表、日弁連も抗議した。七月には全国の女性弁護士の約三分の一にあたる一二〇人から、日弁連や衆議院各党法務委員会に調査の申し入れがあった。日弁連は事実調査に乗り出し、九月に調査報告書をまとめ、川寄事務局長らの処分を求めた。

「これらの言動は、とくに裁判官の身分を有する教官らの個人的発想により偶然に同時期一致してなされたものとは思われない。それは最高裁の監督下にある司法研修所の、女性法曹を排除しようとする基本的な教育方針の一環として行われたものと考えざるを得ない……

問題の教官らは、いずれも裁判官の身分を有しているが、このような裁判官らが現職に戻って国民を裁くとき、そこに裁かれる国民の人権は果たして十分に守られるであろうか。また、このような憲法無視の言動がまかり通るなかで、法曹教育をつけた修習生たちが将来法曹として一人立ちするとき、国民はその権利を安んじてこれらの法曹に委せることができるか」

結局この件は、同年九月十四日、司法研修所長が川寄事務局長と A 教官に書面で嚴重注意する処分で落着いたのだが、これらの教官たちの女性差別発言が、例外的でも個人的なものでもなかったところに、形式的な処分や措置ではすまない問題の根があったことを考えざるをえない。

では、司法研修所での実際の教育はどのように行われているか。五十三年度（一九七八年）第三十二期の必須科目は計一四八単位である。民事関係五九単位、刑事関係六〇単位、教養一般二九単位。このほか、簿記、会計や補助科学（精神医学、法医学、裁判化学）などの選択科目もある。

この研修所での教育で一貫して強く求められているものは、スピード処理である。訴訟記録を読んで判決文などを書くことを「起案」という。一日でまとめ上げることは即日起案、自宅で書き上げるのは自宅起案である。

研修所で修習生に課せられたこの起案数の過去十年間の増加傾向をみると、

最高裁がいかにかに迅速な裁判処理をのぞんでいるかが明瞭に示されている。起案件数は一九六一年（昭 36）の十九件から一九七六年（昭 51）の二五件へと一・三二倍、単位数では三〇単位から四五単位へ一・五倍に増えた。

このなかでも、「全日自宅起案」というのが八件から一六件へと二倍になっている。半日自宅起案と即日起案はほぼ同じである。訴訟記録を自宅で読み、起案をまとめるのが全日自宅起案で、いわば自宅宿題日に相当し、一見楽なように思えるが、実際はそうではない。内容的にもむずかしく、しかも相当膨大な分量の事件の記録が数日から一週間前に配布されて、これを起案提出日の前日の自宅起案日にまとめ上げなければならない。余暇はすべて記録を読むことにあて、食事や寝る時間も削って判決文を書き上げる。徹夜の仕事になることもしばしばという。

これができないと、無能のレッテルをはられ、落第の憂き目にあう。が、わずか一日や半日で眼光紙背に徹した起案ができるだろうか。結局、被告の人権に十分配慮し、ていねいに事件を調査していくことを放棄して、迅速処理を第一にせざるをえない。

「ある検察教官は即日起案日に教室をみまわりながら、二〇〇頁もの膨大な訴訟記録にとりくんでいた修習生にたいし、『起案はあれこれ考えることをやめて、とにかく早く結論を出すのがコツだ。記録は不要なところをどんどんとぼすことが大切。読み方としては最後の検察官面前調書から読むのが効果的だ』と教えた」（『変貌する司法研修所』）

即日あるいは半日起案という限定された時間の中で、膨大な記録を読み、起案しなければならない。事件発生の状況や取調べ経過の慎重な検討、被告の人権への配慮など考える余裕がない。やむをえず、大まかに記録を読み、結論を出し、あとはもっともらしい理屈で肉付けしていく。詳細な事実認定、心証形成の余裕がなくなるのは、時間不足から当然な話である。

ある修習生はこうもらしている。

「即日起案を続けてみて、時間の不足をつくづく感じます。私の性格、思考構造からいって困ってしまいます。本番（試験）では、より単純明快な結論を取り、内容よりも一応体裁をととのえることに全力を注ぎたいと思います」（『法曹養成白書』より）

「最近、一番感ずることは授業が味気ないことである。たとえば刑事裁判などは教官の要求する（？）事実認定に合わせて起案する。内心ではソップを向いて、こんなことを続けていると実務に入っても裁判所の顔色をうかがう法律家にならないかと思ってしまう。事実認定は信ずるところに従って平気に書ける雰囲気が必要である」

詳細な事実認定への努力、被告への人権尊重の精神が裁く者のなかになければ、冤罪や誤判は防止できない。それがこうした条件において、刑事裁判の鉄則である「疑わしきは罰せず」の大原則がいつそう軽視されているのである。

司法修習生の間では「強気の刑事裁判」という言葉が強調されているという。情況証拠だけで、非常にむずかしい事件の場合は、有罪の強引な認定をしたほうが教官からよい点をもらえる、というのだ。こういうスピード処理のなかで、「疑わしきは罰す」の姿勢がはっきりと研修所の教育において示されているのは、何人かの刑事裁判教官の次の発言を読んでもわかる。

「すべて証拠がそろって有罪を認定するなら苦労はない。少ない証拠でいかに有罪の認定をするかが研修所のやることだ。捜査にそんなに金をかけたのでは国民の税金のムダ使いになる」(『法曹養成白書』より)

「裁判官がゆっくりした裁判をしていたのでは税金のムダ使いで、迅速な裁判をする必要がある。そのためにはある程度誤判のリスクがあってもやむを得ない。一人の無実の人を罰せず、と刑事訴訟法の教科書によく書いてあるが、今の検察は優秀で、九九%有罪だから、裁判官としては一人の有罪の者もとり逃がすなという心構えも必要である。実務修習はそういう心構えでやってほしい」  
「君たちは被告人の人権をいうが、被害者の人権はどうするのか。人を一人殺せば懲役八年、二人なら死刑という量刑基準で考えなさい。人を一人殺したら、死刑になっても当然だ。事件を起こして逃げのびようとする魂胆に問題がある」(『変貌する司法研修所』より)

「ある刑事裁判教官は授業中に『修習生の中には、判例に逆らうのを趣味にしている者がいるが、このような者は落第する。判決起案は必ず判例に従って書くように』と講義しました。これに疑問を持った一修習生が判例も変更されることがあるのではないかと質問したところ、教官は顔面を朱にして質問者の発言を途中でさえぎり、『とにかく判例に従いなさい。諸君らにそんなことを考える能力はない』と断言した」

これではいつまでたっても冤罪や誤判はなくならない。

これまでみてきた司法研修所のあり方は、まず『心得』で規律の遵守を要求し、日常生活まで徹底して締めつけて、全面的な管理下に置く。そのなかで最高裁の望む迅速な裁判処理能力を養う。平たくいえば“一丁あがり式”の職人的な裁判技術をたたき込むわけだ。人権尊重は二の次だ。これに逆らったり規律を少しでも破ると、落第や任官拒否という選別をかけてくる。特に任官拒否、それも青法協にしぼった徹底した思想攻撃は続けられている。

一九七〇年(昭45)の第二十二期から始まった任官拒否。つまり、裁判官に

なりたいたいと思っても、最高裁が拒否するケースは、以後毎年のように出ており、三十期までの九年周で計二九人にもものぼっている。もはや任官拒否は日常化して、最初に大々的に報道したマスコミも、いまでは問題にはしていない。が、「最高裁が気に入らなければ問答無用で拒否する制度」がこの任官拒否であり、ある司法修習生のいった「恐怖政治」の、これが“ギロチン”ともいえるだろう。最高裁の意向を受けた教官の顔色をうかがい、自由な意見の発表や批判はいつさいしない雰囲気司法研修所には漂っているのである。

最高裁のネライは、あくまでも青法協にしばられていた。一九七〇年四月、当時の最高裁事務総長は「裁判官は各自深く自戒し、いずれの団体にせよ政治的色彩を帯びる団体に加入することは慎むべきである」との談話を発表した。ここで政治的色彩を帯びた団体とは青法協を指していたのだが、以後、青法協会員から、そのシンパ、教官に批判的な人物にまで任官拒否が拡大するなかで、修習生は自己規制して、自らを型にはめることに窮々とするようになる。

青法協が本当に政治的色彩を帯びた団体かどうかの論議はさておいて、それに属するものは任官拒否の要因であった。青法協から脱退するよにとの勧告や露骨な任官辞退勧告など、あの手この事の教官の工作ぶりが、日弁連の各期の新任拒否問題調査報告書の中で報告されているのである。

第二十八期生（一九七六年）で任官拒否された D 君は青法協会員。実務修習中は指導判事から「成績も優れており、素質も裁判官に最適」と評された。

**教官** 君は育法協の過激分子とのウワサがあるが本当か。

**D 君** 加入しているが、ほとんど活動はしていない。むしろ個々の行動には批判的な点もある。

**教官** それなのに、なお留まっているのは何故か。

**D 君** 基本的な考え方には正しいものがあると考えているからです。

**教官** 君の任官にとって不利益な状況のうち、現在除去しうるものを除去せよ。君はこんなに裁判官を希望しているのだという意欲を最高裁に示すためにも育法協加入をとり除こう。

さらに別の教官とは一

**教官** つまり弁護士になるにしても、人から疑われないように青法協をこの際やめることだ。

**D 君** 最高裁も極めて度量が狭いと思う。裁判所内部にもっといろいろな人間が入っても人間の社会ですから、行きつく所にそれほどの差異があるとは思えないのですが。やや神経質になりすぎるように思います。  
(以上、二十八期新任拒否問題調査報告書)

青法協への“魔女狩り”が浸透して、司法研修生の中に、青法協との関係を持つと裁判官にはなれないという雰囲気をつくるが、今度は周辺部にも任官拒否や任官辞退勧告を拡げていく。三十期のF君の場合、青法協の会員ではない。ただ自主的活動に何度も参加した。F君は裁判官志願だったが、ある日、教官から任官の辞退を勧告された。

**教官** どうしても任官する気なら、それでいいけれどよく考えてほしい。

**F君** 採用見込みがほとんどないということですか。

**教官** 非常に難しい。ふたをあげてみないとわからないが、不採用ということもあるし、不採用となって弁護士になるより、とり下げて弁護士になった方がいい。(三十期新任拒否問題調査報告書)

「研修所における期待する裁判官像は、従来のいわば官僚的エリート層であることを越えて“強い訴訟指揮をする人” “組織になじみ自己主張しない人” “最高裁の合憲判決に異を唱えて違憲判決しない人” “即日起案型の人” が期待されている」(二十九期新任拒否問題調査報告書)

こうした露骨な望まれる裁判官像の教育や、思想・信条・性格による差別、さらに任官拒否という最高裁の行動が、司法修習生の心理にいかに関与するかはいうまでもない。それは権力盲従型、人権無視のスピード処理型の職人裁判官の大量製造につながる。それは被告人の基本的な人権を踏みにじっているばかりか、みずから裁判官の身分保障、司法権の独立をも脅かしている。

「落第や任官拒否について、いろいろな情報が乱れとぶなかで、研修所当局からは何の説明もなく、自分のような出席の悪い人間はますます不安に陥ってしまう。現在の研修所のやり方に疑問を持ちながらも、任官希望ということから何の積極的な行動に出ることもできず、批判精神も日毎に薄れていき、人間としてのスケールが小さくなってきたように思う。たとえ、無事修習を終えて任官したとしても、権力に迎合するような人間になると思う」(二十八期の任官希望者の声)

「任官希望者にとって現在の“任官拒否制度”がどれほど不当な重圧となっているか、当人の修習生活が不本意な自主規制を余儀なくされることにより、どれ程実り少ないものになっているか、当人以外にはなかなか分かってもらえないと思います。……任官したいと思った日から、私はいつも周囲の眼を意識し、不安につきまといわれることなしに、活動することはできませんでした。眼をとじる日もあり、耳をふさぐ日もあり、口をつぐむ日もありました。

自分自身にふりかかる不当な圧力をはね返す勇気もない私に、いったい他人のより厳しい人権抑圧問題にとり組む力があるのだろうか。法曹としての責任を、法曹が果たせないでいったい誰れが人々の権利を擁護することができるの

だ。自分が恥かしく、みじめに思え、無力感、挫折感に陥り、言うべき言葉を失った日々がありました」(三十期の修習生の意見集)

だが、事態がまったく絶望的だというわけではない。裁判所の内部から、これでよいのかという良職や勇気が皆無になったのではないという、そのひとつの例を、私たちは横川敏雄札幌高裁長官が書いた「最高裁に対する期待と要望」(『判例タイムズ』一九七八年十月号)にみることができるだろう。

内容はこれまでに書いてきたような裁判所の重苦しい雰囲気批判して、自由闊達な法曹人づくりを述べたものだった。横川長官は次のように書いた。

「何年か前から、裁判官あるいは裁判所について耳にする批判の中で気になるのは、何事も無難に要領よく考える優等生タイプのものがふえたとか、第一線でいくら苦勞しても容易に道は開けないとか、本当のことをいうと出世できないとか、司法行政面の官僚化が進みつつあるという批判である。最高裁に要望しておきたいことは、時の政府から一步はなれた、広い視野と遠い展望に立って、事実の具体性に即して問題の解決をはかられたいということと、第一線の裁判官が自由闊達なふんいきの中で、それぞれにより良い裁判の実現をめざし、そのもてる力を十分發揮できるように司法行政上一層配慮されたいということである」

司法研修所にも最高裁にも、いま、いちばん必要なのは、法曹として国民への社会的責任を十分果たすことであろう。裁判のスピード処理といった技術よりも、一件一件を人権尊重しながら、裁かれる身になって裁くことである。

冤罪や誤判ばかりでなく、刑事裁判では一人一人のギリギリの人生が裁かれるのだから。

(つづく) <禁転載>©